処方せんの記載変更についてのお知らせ

（一部のお薬が“一般名処方”に変更になります）

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

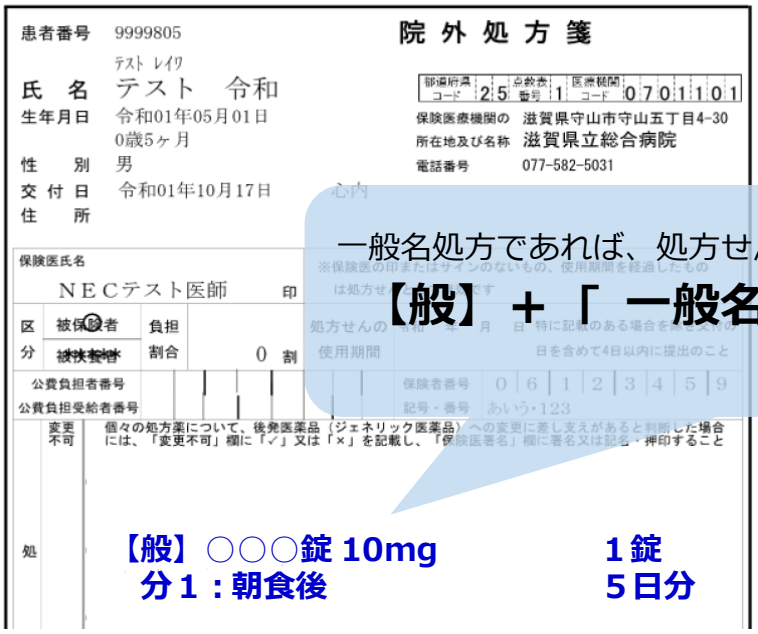

一般名処方であれば、処方せんには

【般】＋「一般名（有効成分名）」

と記載されます

ご不明な点がございましたら、薬剤師へお問い合わせください。

※「一般名処方」とは、

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

これにより、患者さんは有効成分が同一の医薬品が複数あれば先発医薬品、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を保険薬局薬剤師と相談して、ご自身で選ぶことができます。

※令和６年 10 月から後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

滋賀県立総合病院　薬剤部